

令和8年度

町民税 県民税
国民健康保険税

申告のお知らせ

《 申告は正しく3月16日までに 》

香 美 町

令和8年1月1日現在、香美町内に住所のある人で、令和7年中(令和7年1月1日～12月31日までの1年間)に所得のある人は、令和8年3月16日までに前年中の所得を香美町に申告していただく必要があります(所得税の確定申告書を提出した人は不要です)。

この申告は、町民税の課税資料並びに国民健康保険税等算出の資料となるばかりでなく、老齢福祉年金、乳幼児医療などの福祉医療、介護保険、後期高齢者医療保険、児童手当等の給付や保育園の入園、町営住宅の入居などにも必要な資料となります。

なお、国民健康保険に加入されている人や、所得(課税)証明書の発行が必要な人は、所得の有無にかかわらず住民税の申告をお願いします(未申告の場合は、証明書を発行できませんのでご注意ください)。

■ただし、次のいずれかに該当する人は、申告の必要はありません。

- ① 所得税の確定申告をする人
- ② 給与所得のみの人で、勤務先から給与支払報告書が提出されている人
(提出の有無は勤務先へ確認してください)
- ③ 公的年金等に係る所得のみの人

※②または③については、給与の源泉徴収票または公的年金等の源泉徴収票に記載されていない各種所得控除を受けようとする場合は、申告が必要です。

■申告相談窓口

香美町役場 税務課(TEL:0796-36-1113)
村岡地域局 地域生活係(TEL:0796-94-0321)
小代地域局 地域生活係(TEL:0796-97-3111)

■申告書(申告用紙)の取得方法

- ① 上記相談窓口で受け取る(郵送をご希望の方は、各窓口へご連絡ください)。
 - ② 町ホームページで申告書をダウンロードする。
- ※申告用紙の全戸配布は行っておりませんので、ご了承ください。

◆◆◆ 特に次のような方へのお願い ◆◆◆

- 令和7年中に収入のなかった人
老齢や無職などで収入がない場合も、国民健康保険税の軽減適用、後期高齢者医療保険料の軽減適用、老齢福祉年金の受給判定、各種証明書発行の資料となりますので、必要事項を記入のうえ申告してください。
- パート、アルバイトなどで臨時収入のある人
主として勤めている職場以外に、パート、アルバイトなどで2ヵ所以上から賃金等の支払を受けた人は、金額の多少にかかわらず両方の収入を合算して税額を計算するため必ず所得税の確定申告をしてください。
- 令和7年の途中で転職、退職された人
年末調整をされていないと所得税の精算ができていないため、必ず所得税の確定申告をしてください。